

行 審 答 申 第 1 号

平成 30 年 1 月 31 日

答 申

寝屋川市長 北 川 法 夫 様

寝屋川市行政不服審査会

会長 金 谷 重 樹

平成 29 年 6 月 5 日付け「総総第 336 号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理由

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市長が審査請求人に対し平成 28 年 10 月 7 日付け「福介第 2416 号」でした処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、寝屋川市長（以下「市長」という。）が、審査請求人と同居し、かつ同人が養護する A につき、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、養護施設に入所させる措置を採った上、審査請求人に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 13 条に基づき、A との面会を制限する決定（以下

「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が本件処分の取消しを求めるものである。

2 市長が本件処分をした理由

Aについて入所措置を採るに至った経緯に鑑みると、養護者である審査請求人によるAへの虐待防止及びAを保護する観点から、面会を制限するのが相当であるため。

3 前提事実等

(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第13条第2項は「養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。」と定めている。

(2) 本件処分は、審査請求人に対し、Aとの面会を禁ずるものである。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

ア Aについて上記入所措置を採った際、Aの福祉に携わり、同人とその日常生活において緊密な接触関係を有していた様々な関係機関が市長に提供した情報から、審査請求人がAを恐怖によって支配下に置き、時として暴行に及ぶなど、Aの言動を抑圧していたことが推認された。

このような両者の関係下において両者の面会を認めた場合、Aは過去の恐怖を思い起こし、又は無言の圧力に屈するなどして、その本心に反して「施設を退所して審査請求人と同居したい。」等の意思表示を行い、Aに対する適切な監護療養が阻害されるおそれがあった。

イ 審査請求人は、平成 28 年 8 月 12 日から市長が A について上記入所措置を採った同年 9 月 8 日に至るまでの間、A に介護及び医療サービスを受けさせなかったのみならず、A が外部と接触することを激しく拒んだ。

このような両者の関係下において両者の面会を認めた場合、審査請求人が A をその自宅に連れ戻し、A に対する適切な監護療養が阻害されるおそれがあった。

ウ 上記ア及びイで述べた審査請求人と A との関係に照らせば、両者を面会させた場合、審査請求人が A に対して突発的に暴行、強迫又は適切な療養監護を阻害する抑圧的な言動に及ぶことが予見された。

また、このような言動は、たとえ両者の面会を市職員等の立会の下で認めた場合であっても、それを瞬時に制止することは困難であることから、審査請求人が A と面会することを全面的に禁止する必要があった。

エ 本件処分が行われた場合には、行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号の規定により弁明の機会を付与する必要はなかった。

(審査請求人)

ア 審査請求人は A に対して虐待行為を行ったことは一切ない。

イ 審査請求人が A と面会したとしても A の心身等に何等の悪影響を与えるものではなく、また A が入所している福祉施設内において虐待等を行うはずがない。

ウ 本件処分は、審査請求人に対して弁明の機会を付与することなく行われたものであることから、行政手続法第 13 条に違反し、違法である。

第 4 当審査会の判断

まず、高齢者虐待防止法第 13 条は、高齢者虐待を行った養護者について、当該高齢者との面会を制限するかどうか、また制限するとしてもどの程度の制限をするかを高齢者虐待防止に関する専門的技術的知識を有する市町村長等の合理的な判断に委ねる趣旨である。

そうすると、市長がその判断の基とした情報に不合理な点がなく、かつ市長が当該情報に基づいてした判断に不合理な点がない限り、本件処分に違法又は不当はないとするのが相当である。

この点、市長が本件処分においてその判断の基とした情報は、A の福祉に携わり、

同人とその日常生活において緊密な接触関係を有していた様々な関係専門機関が中立的立場から市長に提供したものであることが認められ、しかも市長の判断は当該情報の適切な評価の下に行ったものと認められるから、本件処分には裁量権の踰越濫用はなく、したがって違法又は不当はないと解するのが相当である。

なお、審査請求人は本件処分の行政手続法違反を主張するが採用することはできない。その理由は審理員意見書のとおりであるから、当該意見書の第4の4（8頁の下2行目から10頁の7行目まで）を引用する。

以上のとおりであるから、当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。